議案第61号

三田市子ども審議会条例の制定について

三田市子ども審議会条例を次のとおり定める。

平成25年8月27日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市子ども審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、三田市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、そ の説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・子育て支援政策担当課において処理する。 (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第6条第1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三田市立児童館条例の一部改正)

3 三田市立児童館条例(昭和58年三田市条例第5号)の一部を次のように改正 する。

第12条中「三田市健康福祉審議会」を「三田市子ども審議会」に改める。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市就学前保育・教育のあり方検討委員会の項を削る。